

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成16年12月15日見直)

法令名	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
根拠条項	第10条第1項及び第12条
許認可等の種類	集約酪農地域における酪農事業施設の新設の承認(第10条第1項)及び変更の承認(第12条)
法令の定め	(第10条第1項) 集約酪農地域の区域内において、集乳施設又は乳業施設で政令で定めるもの(以下「酪農事業施設」という。)を新たに設置しようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。 (第12条) 集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき省令で定める変更をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない 2 第10条第2項の規定は、前項の承認について準用する。
審査基準	法令の定めに尽くされている 都道府県知事は、前項の承認の申請が左に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。(第10条第2項) 一 当該酪農事業施設の設置場所がその事業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。 二 当該酪農事業施設が効率的であり、且つ、その能力が当該集約酪農地域における生乳の供給量に応ずることができるものであること。 三 当該酪農事業施設の設置によつて当該集約酪農地域の全部又は一部につき酪農事業施設が著しく過剰とならないこと。 四 その他当該酪農事業施設の設置が当該集約酪農地域についての集約酪農振興計画に適合するものであること。
標準処理期間	総期間 45日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 20日・丹 (経由機関 総合振興局・振興局) 協議機関 日・丹 () 処分機関 25日・丹 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号: 011-204-5438)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課酪農グループ (電話番号: 011-204-5438)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)